

きりうたっておりまして、事業計画につきまして、知事の認可を必要とするということで、このようなわけで規則を定めていたかたいわけでございます。すでに福生町におきましては加美平と武蔵野ににつきまゝてこういう規則を議決していたしまして、現在その二の地区を施行してあるわけでございます。

多摩河原につきましては所施行ということになりましたので、規則が必要となるわけでございます。

本規則は、第九章および第三十四条の条文をもちまして成りたつてあるわけでございます。第一章は総則でございます。目的、事業の名称、施行地域、事業の範囲等をうたつております。第二章につきましては、費用の負担をうたつてありまして、本事業に必要とする費用は保留地の処分金と、もしくは東京都の補助金その他は所が負担するということとなっております。

第三章におきましては、保留地の処分の方法でございます。ここに定めた保留地につきましては、それぞれの順位によりまして処分するということとなっております。なお処分価格について

は評価委員の意見を聞いて定めることになっております。第四章につきましては、土地区画整理審議会の関係が規定されておりました。一応多摩河原につきましては約三十万坪の面積をもって施行するわけでございまして、区画整理法五十七条に決められた五十ヘクタールから百五十ヘクタールは、十五人以内をもって組織するということになっておりますので、所といたしましては十五人の編成で進みたいと、それでなおこのうち三人を学識経験から選任したいということ。それから委員の任期は五年、それからこれは立候補制でございまして、選挙という形でやっていくわけでございます。

つぎに第五章は評価でございます。これは法律の定めるところによりまして、法の六十五条には三人以上を審議会の同意を得て決めるということになっておりまして、福生町におきましては五人を定めたいと承えております。つぎの第六章で、従前の宅地の地積の決定でございます。区画整理法のいわゆる纏のひあるいは逆の減があるわけでございます。これらの決め方を定めたいのでございまして、第七章は換地の基準および換地処分でございます。

います。これにつきましては換地について事業計画の内容によりまして、一応その中に換地計画を定めるわけでござります。その方針に従いまして所長の審議会の意見を聞いて定めるということになっております。それから従前の宅地の所有権および仮換地の権利等の異動についてうたっております。つぎが第八章清算でござります。これが一区更整理進行上最後になりました。その従前の土地と換地後の土地の評価の間にあります。清算をすることとございまして、この清算金につきましては五年以内に行うことができるということとあるわけでござります。第九章といたしましては雑則でございまして、区更整理を施行するうえに必要なものを第九章でうたいまして、多戸河原の地区につきまして円満にやっというものでござります。

以上簡単でござります。施行規程の説明を終らせていただきます。よろしく慎重に審議のうえご可決賜らんことをお願い申しあげます。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。
ここで暫時休憩いたします。

午後九時二十八分 休憩

午後十一時三十六分 開議

○議長(田村匡雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五議案第三号の件について質疑を続行いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第三号は原案とあり決するに

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案第三号は原案とあり可決いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程六議案第四号昭和四十三年度福生町一般会計補正予算第四号を議題といたします。 議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

、青山議事係長朗読一省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終了しました。 本案について提案理由の説明を求めます。 主査上野重勝君

、企更調査室主査上野重勝君登壇

○企更調査室主査(上野重勝君) お許しをいただきます。 議案第四号につきまして提案理由の説明を申しあげます。

本案は、昭和四十三年度福生町一般会計補正予算第四号で計入した、その内容といたしましては、ヤ一条におきましてオ入才総額にそれぞれ五百五十五万八千円を追加いたしました。 総額を七億八千七百三十万五千円に定めようとするものでござります。 内容といたしましては二つござりまして、そのヤ一点は緊急道路の整備、いわゆる防音道路の舗装工事でござります。 ヤ二点にはヤ五小学校防音平行工事でござります。 追加工事で

ござります。 さらに債務負担行為といたしまして、ヤ三小学校のプールを築造しようとするものでござります。

内容について説明申しあげます。 まずオ入でござりますのは、五百五十五万八千円の補正のうち、緊急道路整備補助金といたしまして二百三十三万円の交付されております。

さらに防音工事関係につきましては、三百三十三万八千円が交付となっております。 防音工事につきましては前回までに千八百八十三万四千円が交付されておりますので、今回の分を合算すると二千二百十六万二千円という額になります。

ついでにオ本でござりますのは、まず土木費におきまして二百九十七万四千円の追加でござります。 これは緊急道路整備費でござりまして、いわゆる防音道路と称されるものでござります。 場所としては、井上米屋の所から岩田副議長さんの家を通りまして赤線にめける道路でござります。 巾員六米、延長約三百米でござります。 このうち東側から百八十米ほど舗装しようとするものでござります。 工事費といたしましては二百九

十五万四千円を予定しております。このうち二百二十三万円は補助金でございますので自己分担金が七十四万四千円、事務費が二万円で、合計二百九十七万四千円を今回緊急道路整備費として計上したわけでございます。

つぎに防音工事の関係で、これは教育費のオ五小学校の建設費でございますが三百三十三万八千円の補正でございます。

内容といたしましては主として換気装置を付けるということでございます。機械設備、風洞機、送風機、屋上の送排風機といったものを設備いたしました換気をするものでござります。

この工事の内容でございますが、工事費といたしまして三百二十四万九千円、それから設計監理等事務費が七十九千円、合せて三百三十三万八千円ということでございます。なお防音工事費の総額でございますが、お同様に二千四百二十三万八千円となっておりますので、今回の分まで合せますると二千七百五十六万六千円が防音工事に要する工事費でございます。なお本体工事その他は五千六百三十八万五千円となっておりますので、工事費総額といたしますと八千三百八十五万一千円

千円という数字になります。その他に備品等がござりますので、現段階におきましてはオ五小学校の建設費は九千九百八十九万五千円という額になります。なお今後の工事といたしまして約一千万ほど必要といたしますので、最終的には一億一千万かあるものと思っております。この財源の内訳を申しあげますと、まず防犯関係の補助金が二千三百十六万二千円が防犯庁から交付されます。教育関係の補助金で千三百二十三万一千円、それからこれらに関連して起債が二千五百万円、東京都の振興交付金が今回六百万円許すになる見込みです。この合せますると六千三百八十九万円というものが依存財源として自己負担以外の財源として入ってくるわけでござります。従いまして自己財源といたしましては約四千七百万円を要するということになります。

以上オ五小学校教育まで、工事を進めていくということでございます。

つぎに債務負担行為ですが、ご案内のとおり昨年体育館を建設するためにオ三小学校のプールを取り壊しましたのでこれを学校のプール

シーズンまでに建設しようとするための債務負担行為でございます。
工事の内容といたしましては十米の二十五米、六コースのプールを建設
しようとするものでござります。それに洗眼設備あるいは消毒槽
足を洗う所、シャワーといったものを附属設備として付ける予定
になっております。この工事が約六百七十万位必要とします。この
いは目下設計中でござります。これはつきいた数字は出ておりません
さらに設計管理委託料その他事務費が約三十万位かかるとしまして
合せて約七百万必要とするということとござります。この議決を
いたしますとこの工事を二月中旬に着工いたしまして五月に完成し、
プールのシーズンまでには使用できるようになるということとござ
ります。

以上で議案ヤ四号の説明を終わります。よろしく審議のほど
お願い申しあげます。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終わります。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福生町議会

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案ヤ四号は原案とあり決するに

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案ヤ四
号は原案とあり可決いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程ヤ七議案ヤ五号 昭和四十三年度福生町福生
都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算ヤ二号を議題
といたします。議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

(青山議事係長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終わりました。本案について提案理由
の説明を求めます。都市計画課長森田猛君

(土木兼都市計画課長 森田猛君登壇)

○土木兼都市計画課長(森田猛君) 指名によりまして、議案ヤ五号
昭和四十三年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予

算オニ号につきましてご説明申しあげます。

本件は、多分河原の区画整理関係でござりまして、当初この地区につきましては組合施行でやるというふうに進めてきたわけでありまして。それが都の計画変更によりまして所施行でやるということになったわけにござります。

この組合の関係で準備会を設けまして、認可を受

けきいろいろ業務をやってきたわけにござります。なお議案オ

八号でござる業務に関する協定書等の提案されるわけにござります

が、この協定書の中にも含まれてあるわけにござります。一応基

本測量と原形測量等をやってきたわけにござります。その関係

で準備会がその資金を借り入れて作業を進めて参りました。これが

所施行になったためにこの特別会計におきまして措置するということに

ご提案申しあげた次第でござります。

本特別会計にオ入オ出それぞれ六百二十八万三千円を追加いたしました

総額六千十五万七千円となるわけにござります。

このオ入オ出の内容といたしましては、地元負担金といたしまして保

留地処分金を予納金として公社より受け入れる予定でござります。

その額が六百二十八万三千円にござります。

そこで先きほど申しあげましたオ本におきまして、認可前の業務承

託として基本測量と原形測量を関係者でやってきた金額をオ出に計

上させていたにござりまして、これを所組合からかたわりして四十三年

度事業の支出を遺憾なくしていこうということをお願いするわけに

ござります。従いましてこの予算の成立ならびに業務協定の関係

が議決をいたにござりますれば、ただちに今までの準備会というものを解

散させていたにござりまして、所本施行本来の姿にのっていきたいとい

うことにご提案申しあげた次第でござります。

以上簡単でござります。議案オ五号についての説明を終わらせていた

にござります。よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願い申しあ

ける次第でござります。

議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

文字削除

おはかりいたします。

議案ヤ五号は原案とあり決するに異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案ヤ五号は原案とあり可決いたしました。

(収入役篠塚俊夫君 企画調査室室長橋本孝蔵君退場)

○議長(田村匡雄君) 日程ヤ八議案ヤ六号福生町助役の選任同意について議題といたします。事務局長をして朗読いたさせます。

(島田議会事務局長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終了しました。本案について提案理由の説明を求めます。町長石川常太郎君

(町長石川常太郎君登壇)

○町長(石川常太郎君) お許しをいただきました。議案ヤ六号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

本案は助役の選任に対しまするご同意をようお願いいたします。

ということでございます。まず半年間にわたりまして助役の欠員でございますしたことをお詫い申し上げます。

それからただいままで半年間収入役といたしまして勤務をしたわけでございますが、わずか半年間にあきましてまた助役ということはおまりにも不見識のせしりを受けるかも知れません。いろいろ八方に手をつくしたわけでございますが、なかなか適任者のご返事がうたいてきませんでしたので、内部より起用することにいたしました。

後進に道を開くという意味を加味いたしました。添付いたしました経歴書のとおり当役場に昭和三十五年七月より勤務いたしまして、法令等に精通しておりますので、この際篠塚俊夫氏が助役といたしました適任と存じまして提案申しあげた次第でございます。

何とぞよろしく審議をちょうだいいたしまして、ご可決いただきますようお願い申しあげる次第でございます。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

あはかりいたします。

ただいま議題となっております。

六号については、これに同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よって議案第六号に

ついてはこれに同意することに決定いたしました。

○議長(田村匡雄君) それではここで篠塚俊夫君からご挨拶をちょうだいいたします。

～収入役 篠塚俊夫君 入場～

○収入役(篠塚俊夫君) ただいま助役選任のご同意をいただきまして、誠に光栄に存する次第でございます。

助役の仕事は重かつた大ごさりで、所長さんはじめ皆さま方のご期待にさういふかどうの内心不安であるのでござります。辞令をいただきましてうんは、皆さま方のご指導ご鞭撻をものといたしまして、誠心誠意、一生懸命やって参りたいと思っておりますのでよろしくご指導のほどお願いいたします。

す (拍手)

○議長(田村匡雄君) 日程第九議案オ七号福生町収入役の選任同意についてを議題といたします。事務局長をして議案の朗読をいただきます。

～島田議会事務局長朗読～省略

○議長(田村匡雄君) 以上で朗読は終了しました。本案について提案理由の説明を求めます。

所長(石川常太郎君) 登壇。

○所長(石川常太郎君) お許しをいただきまして、議案オ七号につきまして提案理由の説明を申しあげます。

助役の選任同意でございますが、ただいま議決いただきました篠塚俊夫君が助役にご選任いただきましたので、その席をうめりべく橋本孝蔵をお願いたしましたわけでございます。

橋本孝蔵は、昭和三十年五月より福生町の役場に勤務いたしまして、各課長を歴任いたしました。所のことにつきましまして総て精通して

（島田議会議務局長朗読）省略

○議長（田村匡雄君）朗読は終りました。本案について提案理由の説明を求めます。（都市計画課長 森田猛君）

（土木兼都市計画課長 森田猛君登壇）

○土木兼都市計画課長（森田猛君）議案オハ号業務委託に関する協定書の同意方についてご説明申し上げます。

本案につきましては、福生町ではすでに加美平武蔵野戸におきまして、これとまったく同じ業務の協定に関する同意を得てあるわけでございます。先きほどご議決いただきました多戸河原地区の区画整理につきまして、これの同じく新都市建設公社と業務委託をするため必要が生じまして、同意方をお願いするわけでございます。公社設立に関する協定書のオ四条オ二項というのがとりかわりであるわけでございます。これにつきましては東京都および関係市町村、これは八王子市、日野市、所田市、青梅市、羽村町、福生町の六市町が公社設立にあたりまして、首都圏整備法に基く都市計画関係の事業をするということでごこの公社に委託し、また公社は受託する

福生町議会

ものとするというのが昭和三十六年三月十一日付けで議会の同意を得てとりかわしとしてあるわけでございます。それに基づきまして今回新しく多戸河原土地区画整理を施行するにあたりまして、この協定を結ばまして事業の促進をしようとするものでございます。

協定書の内容につきましてご説明申し上げます。

オ一条が目的でございます。これは先きほどご議決いただきました

施行規定とまったく同じものでございます。それから事業の地区、これ

はまったく同じでございます。オ三条が委託業務の範囲というの、

先ほど朗読されました別表に一から三十五までの項目に別れておりますが、

これを公平に委託しようとするものでございます。ただし特別の必要

が生じた場合は両者で協議して定めるということでございます。本

託費につきましてはこれは委託業務を新都市建設公社に支払うということ

でございます。つぎにオ五条の委託業務の締結でございます。こ

れは各地区ごとということになっておりますので、これは多戸河原をさす

わけでございます。認可後正式に別途締結することとござります。それから二項にあてまして、先きほどの特別会計の関係でござ